

回 覧 令和5年9月15日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|--------|-------|---------------------------------------------------------------------|
| 〈募集〉 | 1 | ◆町営住宅の入居者を募集します【11月1日入居分】 |
| | 3 | ◆わくわく教室「実家の片付けと親との向き合い方」の受講生を募集します |
| 〈お知らせ〉 | | ◆令和6年度 新入学予定児童の健康診断を行います |
| | 4 | ◆「第7回 みまたん霧島パノラマまらそん」の協賛を募集します |
| | 5 | ◆「だいでんかいでん がぐれマルシェ」開催のお知らせ
◆赤い羽根共同募金のご協力をお願いします |
| | 6 | ◆献血バスによる献血を実施します |
| | 7 | ◆第25回「みまたボランティアまつり」を開催します
◆合同金婚式を開催します |
| | 8 | ◆「ハロウィンジャンボ宝くじ」、「ハロウィンジャンボミニ」が発売されます
◆イヌマキなどの害虫(キオビエダシヤク)被害にご注意！ |
| | 9 | ◆乗るなら確認 「自賠責」をお忘れなく！
◆家内労働(内職)情報をお知らせします |
| | 10 | ◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています |



◆子育て支援の財源にはふるさと納税が活用されています

ふるさと納税は、●子ども医療費助成事業

●保育料負担軽減事業(9月から、3歳未満の第1子の保育料を無償化)

●子育て世帯支援(中学生対象)学校給食費負担軽減事業

など、本町が実施する子育て支援事業の予算にも活用されています。 町公式サイト



今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくよう「お声掛け」をお願いします。

三股町長 木佐貫 辰生

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|-----------------|-----------|---------------------------------------------------------------|
| 〈保健と福祉〉
(一般) | 11 | ◆「精神障がい者家族交流会」を実施します
◆心身障害者福祉手当の交付申請を受け付けます |
| | 〈農林畜産業関連〉 | 12 |
| | | 13 |
| 〈相談〉 | | ◆10月1日からの1週間は「法の日」週間です |
| | 14 | ◆困ったら 一人で悩まず 行政相談
◆「人権相談」を実施します |
| | 15 | ◆「消費生活無料法律相談」を実施します
◆「無料法律相談」を実施します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |

September



◆町営住宅の入居者を募集します【11月1日入居分】

町営住宅の一部に空室がありますので、入居者の募集を行います。申込方法、申込資格や選考方法などは、申込書類を配付するときに都市整備課窓口で説明します。

■申込資格 =

- ①現在、住宅に困っていることが明らかな人であること。
※原則として、公営住宅に住んでいる人や持ち家がある人は、申し込みできません。
- ②現在、同居している、または同居しようとする親族(婚約者を含む)がいること。
※婚約中の人は、申込日から3カ月以内に結婚(入籍)することが条件です。
※離婚予定者(別居中・離婚調停中の人)は申し込みできません。
例外として、以下の3項目のいずれかに当てはまる場合は、单身者でも申し込みできます。
 - ・60歳以上の人
 - ・生活保護を受給している人
 - ・身体障害者手帳(1級～4級)などの交付を受けている人**※单身者は、東原団地(2K)のみ申し込みができます。**
- ③市町村民税など、全ての税の滞納がないこと。
- ④世帯の所得月額が15万8,000円以下であること。
(公営住宅入居資格収入基準)
※裁量世帯(未就学児がいる世帯など)は、所得月額の上限が21万4,000円以下となる場合もあります。
- ⑤暴力団の構成員でないこと。
- ⑥自治公民館組織に必ず加入し、団地での共同生活ができる人。

■申込書類の配付・受け付け =

	申込書類の配付	申し込み受け付け
期 間	9月15日(金)～10月5日(木) (土曜・日曜・祝日を除く)	10月3日(火)～5日(木)
時 間	午前8時30分～午後5時	
場 所	町役場 都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)	

※申込書には添付する書類が多数あります。

■抽 選 会 =

申込書類審査合格者のみ抽選会に参加できます。

抽選日時 … 10月17日(火) 午前10時～

抽選会場 … 町役場4階 第2会議室

※ひとり親世帯、障がい者世帯などの優先世帯対象者で、一定の要件を満たす人は当選倍率の優遇があります。



■募集団地一覧 =

次のページ以降に掲載しています。

※家賃は申込者の収入などで異なります。

○随時募集実施中

申し込み順に受け付けを行う随時募集も実施しています。また、今回の募集住宅の中で、応募者がいない一部の住宅は、11月1日(水)から随時募集に切り替えます。

★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口) ☎:52-9066(直通)

をお願いします。

■令和5年10月 定期募集団地一覧

団地名	小学校区	構造	建築年度	戸数	階数	部屋号数	間取り	家賃(円)	共益費	エレベーター	駐車場使用料	下水道使用料	シャワー・網戸	備考
中原	三股西	RC造 3階建て	H17	1	3階	B-54	3LDK	25,300~ 37,700	○	○	○	○	○	※4人以上
		RC造 2階建て	H20	1	1階	D-82	3LDK	25,400~ 37,900	○	×	○	○	○	※4人以上
塚原	三股	RC造 3階建て	H24	1	2階	B-55	3DK	19,500~ 29,100	○	○	○	○	○	
				1	2階	B-57	3DK	19,500~ 29,100	○	○	○	○	○	
東原		RC造 3階建て	H30	1	1階	B-38	2K	16,200~ 24,100	○	○	○	○	○	※単身可
長田	長田	木造	S61	1	—	3	3DK	12,400~ 18,400	○	×	×	×	○	※別途、合併浄化槽の契約が必要です
長田地区住宅		木造	H25	1	—	—	3LDK	22,500~ 33,500	×	×	×	×	○	※別途、合併浄化槽の契約が必要です 合わせて欄外の条件をご確認ください。

※随時募集団地：稗田団地、唐橋団地、唐橋第2団地、山王原団地、南原団地、宮村第2団地

※RC:鉄筋コンクリート

※○=あり、×=なし

【長田地区住宅の申し込み資格】

- 入居者および同居者が3人以上いること。
- 同居者または同居しようとする親族に、ひまわり保育園長田分園もしくは長田小学校に通所、通学する人がいること。
- 過疎地域(長田・梶山小学校区)以外の居住者であること。
- 現に住宅に困っていることが明らかな人であること。
- 市町民税などのすべての税について滞納がないこと。
- 暴力団の構成員でないこと。



◆わくわく教室「実家の片付けと親との向き合い方」の受講生を募集します

町教育委員会では、「実家の片付けと親との向き合い方」を次のとおり開催します。参加を希望する人は、お申し込みください。

■教室の内容＝

年末の大掃除に向けての片付けのポイントを、整理収納アドバイザー1級の講師が丁寧に説明します。実家を片付けたいけど何から手をつけていいかわからない人、自分の将来を考えている人にもおすすめです。リピーターも多い講座になっていますので、これまで受講した人もぜひご参加ください。

■講師＝松山 秀子 先生

■開催日時＝11月18日(土) 午後1時30分～3時30分

■受講料＝250円

■準備するもの＝筆記用具

■開催場所＝中央公民館 第1研修室

■対象者＝成人男女

■申込期限＝10月15日(日)

※申込人数が10人未満の場合は、開催することができません。

※募集人員のうち3分の2以上は本町在住とします。

■申し込み方法＝

町中央公民館内の教育課・町役場総合案内窓口にて備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係(中央公民館内)に直接提出してください。町公式サイトからも申し込みできます。電話での申し込みはできません。

受付時間は平日の午前8時30分から午後5時までです。

★お申し込み・お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内)

☎:52-9311(直通)、ファクス:52-9724

をお願いします。



申し込みは
こちらから

お知らせ

◆令和6年度 新入学予定児童の健康診断を行います

来年4月に小学校に入学する児童の健康診断を行います。

詳しくは、保護者に直接案内を郵送しますので、ご確認ください。

学校名	実施日 (場所)	受付時間
三股小学校	10月11日(水) (三股小学校体育館)	午後1時30分～1時50分
三股西小学校	10月26日(木) (三股西小学校体育館)	
梶山小学校 宮村小学校 長田小学校	10月12日(木) (健康管理センター)	
勝岡小学校	10月3日(火) (勝岡小学校体育館)	

※宮村小学校入学予定児童は、健康診断終了後、標準服の採寸などを行います。



★お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 学校教育係(町中央公民館内)

☎:52-9314(直通)をお願いします。

◆「第7回 みまたん霧島パノラマまらそん」の協賛を募集します

「第7回みまたん霧島パノラマまらそん」開催にあたり、大会趣旨にご賛同のうえ、ご協賛(協賛金・協賛物品)をいただける企業・団体を募集します。皆さんからの温かいご支援をお願いします。



■特典 =

①大会プログラム(参加者・関係者に配布)に広告ページを掲載。

※サイズは次の表のとおり

協賛金または協賛物品	サイズ
10万円以上	黒一色/A4 1ページ
5万円以上～10万円未満	黒一色/A4 1/2ページ
3万円以上～5万円未満	黒一色/A4 1/3ページ
2万円以上～3万円未満	黒一色/A4 1/4ページ
2万円未満	黒一色/A4 1/6ページ

②「第7回みまたん霧島パノラマまらそん」公式サイトに、協賛企業・団体の「バナー広告」を掲載。

■協賛のお申し込み方法 =

協賛申込書(事務局備え付け)を実行委員会へ郵送、ファクス、メールなどの方法で送信ください。

■協賛申込受付期間 =

10月31日(火)まで

■その他 =

○協賛物品の場合、事前に実行委員会事務局までご連絡ください。内容によってはお受けできない場合があります。協賛物品は、なるべく常温で保存ができ、軽量なものをお願いします。

○公序良俗に反するおそれのあるもの、政治性および宗教性のあるもの、法令・政令などの規定に違反または違反するおそれのあるもの、その他実行委員会がふさわしくないと判断したものなど、協賛を受理できない場合がありますのでご注意ください。

○本大会がやむを得ない事情(地震、事件、事故、その他不測の事態)で中止になった場合でも、協賛金・協賛物品の返還は行いません。

■「第7回 みまたん霧島パノラマまらそん」出場者募集!

本年度も、町立文化会館をスタート・ゴールに「みまたん霧島パノラマまらそん」を開催します。ご家族や友人、勤務先・グループの仲間をお誘い合わせのうえ、ふるってご参加ください。詳しくは、公式サイトをご確認ください。

■開催日 = 令和6年1月28日(日) 雨天決行

種目	定数	参加費	
ハーフ	1,000人	一般:4,000円	
2km	ファミリー	100組	2人:4,000円、3人:5,000円、4人:6,000円
	小学生	300人	1,000円
3km	300人	一般:3,000円、中学生:1,000円	
5km	300人	一般:3,000円、中学生:1,000円	

■申込期間 =

9月22日(金)～11月17日(金) 消印有効

※募集期間内であっても、定数になり次第募集終了となります。

■申込方法 =

○インターネット



ランネット



スポーツエントリー

○郵便振替

専用用紙記入後、郵便局で参加費をお振り込みください。

○ふるさと納税(町外居住者に限り)

返礼品として、先着50人にハーフマラソンの出走権を贈呈します。

★お問い合わせは、

〒889-1902 宮崎県北諸県郡三股町五本松8-1

みまたん霧島パノラマまらそん実行委員会事務局

(町教育委員会 教育課 スポーツ振興係(町中央公民館内))

☎:0986-52-9312 ファクス:0986-52-9724

メール:sports@town.mimata.lg.jp お願いします。



町公式サイトは
こちらから

◆「だいでんかいでん がぐれマルシェ」開催のお知らせ

町では、町営五本松団地跡地に、暮らしの魅力を高めるための新しい拠点を創ろうと「町交流拠点施設整備事業」を行っています。町民の意見やアイデアを大切に
するため、町民や商工会の皆さんとワークショップをし、話し合いをしてきました。

そして、本年度から、今までのワークショップに参加した町民の有志が集まり、跡地を暫定的に活用するため「がぐれ実行委員会」を立ち上げました。今回は、
第1弾イベントとして、まちの人やものをつなげることを目的に、「だいでんかいでん がぐれマルシェ」を開催します。

多くの皆さんのご来場をお待ちしています！

■日 時 = 9月30日(土) 午前10時～午後4時

■場 所 = 町五本松団地跡地(三股町大字樺山3271-2)
※駐車場は、跡地内に準備します。

■内 容 = 飲食・物販のマルシェ(15店舗程度)、ワークショップ、
フリーマーケット、パフォーマンス

※今回のマルシェは再利用を意味する「Re」をテーマに行います。ぜひともマイバ
ッグやマイ箸、マイ皿などを持ってくることで、ごみを減らし、皆さんで環境のた
めにできることに取り組みましょう。

★お問い合わせは、
がぐれ実行委員会事務局
(企画商工課 五本松交流拠点施設推進室内)
☎:52-1120(直通) までお願いします。



◆赤い羽根共同募金のご協力をお願いします



赤い羽根共同募金は、国民たすけあい運動として昭和22年から始まり、運動
創設77年目です。ひきこもりや経済的な困窮など、さまざまな生活課題を抱え、
支援を必要とする皆さんが、じぶんたちが住み慣れた地域で安心して暮らせる
「じぶんの町をよくするしくみ」として続いてきました。本町でも地域福祉の支援と
して活動している約50の団体に配分されています。

町民の皆さんの毎年のご支援・ご協力に厚くお礼を申し上げますとともに、ご協
力を心よりお願いします。

■運動期間(一般募金) = 10月1日(日)～12月31日(日)

■本年度の募金目標額 = 467万円

■募金の方法 = ①戸別(家庭)募金 ②法人(事業所)募金
③学校募金 ④イベント募金 など

※昨年度の募金額は、466万5,234円でした。ご支援、ご協力に厚くお礼を申
し上げます。募金の使い道は次のとおりです。

①お年寄りの福祉のために【福祉団体助成・社会参加助成事業】	30万円
②障がいのある人の福祉のために 【障がい者団体助成事業社会参加支援事業】	22万円
③児童青少年の福祉活動および子どもたちの幸せのために 【福祉協力校助成事業】	32万5,000円
④ボランティア活動・総合的な福祉活動(地域福祉事業)のために 【小地域ネットワーク事業ボランティア育成研修事業】	155万2,234円
⑤歳末たすけあい【在宅要援護者の支援事業】	103万円
⑥県内の福祉のために【社会福祉施設の車輛等助成事業】	123万8,000円

■主 催 = 県共同募金会三股町共同募金委員会

■主 管 = 町社会福祉協議会

★お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎:52-1246 お願いします。



◆献血バスによる献血を実施します



新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、県内でも献血のご協力が減少しています。安全な血液製剤を安定して供給するために、皆さんの献血へのご協力をお願いします。

期 日	10月13日(金)
時 間	午前9時30分～正午 午後1時30分～4時
場 所	町役場 (1階ロビーで受け付けを行った後、献血車内で行います)

※新型コロナワクチン接種後は48時間経過すれば献血可能です。

【事前予約のお願い】

献血会場では、職員の健康チェック、手指消毒、機材の消毒など良好な衛生環境を保持し、安全を確保するため、徹底した対策を行っています。

しかし、時間帯によっては混雑して長時間の「待ち」が生じることがあります。このような状況を避ける観点から、献血の予約をお願いします。

事前に予約し、その時間に会場に来ることで、密集と「待ち」を回避できます。

■事前予約の方法 =

- ①宮崎県赤十字血液センターのインターネット会員サイト
「ラブラッド」に会員登録して予約する。
「ラブラッド」への会員登録方法と予約方法は
県赤十字血液センターの公式サイトを確認してください。



ラブラッドは
こちらから

- ②前日の午後5時までに電話で予約する。

宮崎県赤十字血液センター血液推進課 ☎:0985-50-1800

※当日の状況によって、やむを得ず予定時間が変更となる場合があります。

検査後、血液型(Rh±を含む)や健康管理の目安となる検査数値を希望者に通知しています。健康管理にお役立てください。

●400ml 献血にご協力ください●

〈対象・条件など〉

- ・男性17～69歳、女性18～69歳
- ・体重50kg 以上で体調の良い人など

※ただし、65歳以上の人は60～64歳までに献血経験がある人に限られます。その他、当日の問診で献血できない場合があります。

6月27日(火)に町内で献血に協力していただいた人数は次のとおりです。
ありがとうございました。

■献血場所 = 町役場

献血の申し込みをした人	48人
400ml 献血した人	45人
献血ができなかった人(比重不足など)	3人



★お問い合わせは、

町健康管理センター ☎:52-8481 をお願いします。

◆第25回「みまたボランティアまつり」を開催します

「自分もボランティアとして何かやってみたい。でも、自分にあったボランティアって何だろう？」と日ごろ考えている町民の皆さんに、自分らしいボランティア活動を見つけてもらうことを目的に「ボランティアまつり」を開催します。

さまざまな催しを行いますので、ぜひご来場ください。

■テーマ = 「みまたにひろがれボランティアの輪！」

■日時 = 10月21日(土) 午前9時～

■場所 = 総合福祉センター「元気の杜」

■内容 = ボランティア登録受付・バザー・国際交流・ミニコンサート・
各ボランティアの広場・出店・炊出し・創作遊び・環境・手話交流

※まつりに伴い、バザーの物品を集めています。ご協力をお願いします。

締め切り：10月20日(金)

※益金は、福祉事業に役立てられます。



★お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

◆合同金婚式を開催します

町社会福祉協議会では、共に助け合い、励まし合いながら手を取り合って50年を過ごしてきたご夫婦を祝福し、これからも健康で幸せな生活を送ることを願い、合同金婚式を開催します。

昭和48年12月31日までに婚姻届を出したご夫婦、またはそれ以前の届出で合同金婚式に申し込みをしたことがないご夫婦はぜひご参加ください。

また、そのようなご夫婦をご存知の方は、ぜひご連絡ください。

申し込みをした人には、詳細を後日文書で送付します。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては中止する場合があります。

■日時 = 11月22日(水) 午前11時～午後1時

■場所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

■申込期限 = 10月20日(金)



★お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

◆「ハロウィンジャンボ宝くじ」、「ハロウィンジャンボミニ」が発売されます

「ハロウィンジャンボ宝くじ」と「ハロウィンジャンボミニ」が、9月20日(水)から全国で発売されます。

この宝くじの収益金は、市町村の明るいまちづくり、環境対策や高齢化対策など、地域住民の福祉向上のために使われます。

■主な当せん金 =

「ハロウィンジャンボ」(発売総額360億円・12ユニットの場合)

・1等 … 3億円×12本

・前後賞各 … 1億円×24本

「ハロウィンジャンボミニ」(発売総額150億円・5ユニットの場合)

・1等 … 3,000万円×50本

・前後賞各 … 1,000万円×100本

■発売期間 = 9月20日(水)～10月20日(金)

■発売場所 = 全国の宝くじ売り場

※パソコンやスマートフォンなどインターネットでも購入できます!

■抽せん日 = 10月27日(金)

※昨年のハロウィンジャンボ宝くじ(第939回全国自治宝くじ)、ハロウィンジャンボミニ(第940回全国自治宝くじ)の時効は11月1日(水)です。お忘れなく!

宝くじは、県内で買いましょう!

県内の売上げが地域の振興に役立てられています。

～宝くじの購入に便利な「宝くじ公式サイト」もご利用ください～



宝くじ
公式サイト

宝くじがネットで購入できる!

宝くじの収益金は、明るく住みよいまちづくりに使われます 宝くじ公式サイト | Q

お問い合わせ先 | 宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料)

★お問い合わせは、

(公財)宮崎県市町村振興協会 ☎:0985-31-9590 にお願ひします。

◆イヌマキなどの害虫(キオビエダシャク)被害にご注意!

町内で、イヌマキ、ラカンマキおよびナギの葉を食害するキオビエダシャクが確認されています。今後、被害の拡大が懸念されますのでご注意ください。

■生態など =

○成虫は、開張約6cm、体長約2cmで、濃紺色の羽に黄色の帯があり、黒色の斑点があります。

○幼虫は、体長約5cm で、頭部や側面部などがオレンジ色で他の部分が黒色と灰色のまだら模様があります。

○年に約4回程度発生するといわれております。

○人体やその他の樹木には影響はありません。



キオビエダシャク

■駆除方法 =

○成虫を駆除するのは、捕殺するしかありません。

○幼虫の発生量が少ない場合は、木を揺ると幼虫が糸を吐いて垂れ下がるので、それを捕殺してください。

○幼虫の発生量が多い場合は、トレボン乳剤(4,000倍希釈)、ロックオン(1,000倍希釈)などの薬剤散布が効果的です。ただし、成虫、卵およびサナギには効果がないため、イヌマキなどを定期的によく観察し、幼虫の早期発見、防除などに努めてください。なお、薬剤散布に際しては、薬剤の取扱説明書をよく読み、記載内容を守って散布してください。また、薬剤散布を行う前に、あらかじめ近隣の人などに連絡し、通行人や車、洗濯物や農作物などに飛散しないように十分気をつけてください。

※庭木は個人所有の財産のため、町による対応は行っておりません。

駆除を希望する場合は、町シルバー人材センターや造園業者などにご相談ください。(有料になります。)



★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口) ☎:52-9082(直通) にお願ひします。

◆乗るなら確認 「自賠責」をお忘れなく！

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、令和4年の事故発生件数は約30万件、死傷者数は約36万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべての車・バイク1台ごとに加入が義務づけられています。加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を補償する制度であり、被害者の救済が目的です。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です！

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故時の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられています。

自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください。

★お問い合わせは、

国土交通省九州運輸局 自動車交通部 旅客第一課
☎:092-472-2521 をお願いします。



◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。



◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。(ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。)電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わることがあります。

令和5年8月25日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、都城市内(要相談)、小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万～4万5千円

◎事業所へ・・・内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています。

★お問い合わせは、

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所在地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL/ファクス	25-0300
受付日	月曜～金曜(土曜、日曜、祝日は休み)
受付時間	午前9時～正午、午後1時～5時



をお願いします。詳しい情報は、 で してください。

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 =

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車および中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

(設置する前に、申請が必要です。)

■補助対象装置 =

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 =

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額 =

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 =

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



☆制限運転をはじめましょう ～みやこんじょ・みまたん安心安全運転～

制限運転とは、65歳以上の高齢運転者が自身の体調や運動能力を把握し、自動車を運転する時間帯や場所など自分自身で運転ルールを決め、守ることで交通事故の危険性を減らし、少しでも長く安全運転を続けようという取り組みです。

★お問い合わせは、総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通) お願いします。

◆「精神障がい者家族交流会」を実施します

都城北諸地域精神保健福祉協議会では、精神障がい者に対する理解を深め、社会参加と自立を支援するためのさまざまな活動を行っています。

今回、精神疾患を抱える人の家族が、家族同士で悩みを共有することで不安感や孤独感の軽減を図ること、精神保健福祉に関する知識を学び交流や連携を深めることで精神障がい者の社会参加を促すことを目的に交流会を開催します。

日 時	10月23日(月) 午後2時～3時30分(受付は午後1時30分から)
場 所	都城保健所 多目的室(都城市上川東3-14-3)
対 象	三股町・都城市在住の精神疾患を抱える人の家族
定 員	約10名(申し込み順・定員になり次第締め切ります)
費 用	無料
内 容	①社会資源などの情報提供(仮) ②家族同士の座談会
そ の 他	・申し込みの際にお名前を伺いますが、他の家族には名乗る必要はありません。 ・言いたくないことは言わなくて構いません。 ・話したことは交流会の外に持ち出しません。
申込期限	10月10日(火)

★お申し込み・お問い合わせは、
都城保健所 健康づくり課 ☎:23-4504
をお願いします。



◆心身障害者福祉手当の交付申請を受け付けます

「心身障害者福祉手当」は障がい者の社会活動の促進、生活意欲の向上や福祉の増進を図ることを目的に支給するものです。支給対象者や申請期限などの詳細は次のとおりです。

支 給 対 象 者	10月1日現在、身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けていて、次の①～⑤全てに当てはまる人 ① 老齢年金、障害年金、恩給など、 <u>公的年金を受給していない人</u> ② 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、三股町心身障害児童扶養手当の支給を受けていない人 ③ 町の住民となって6カ月を経過、かつ、在宅している人 ④ 障害基礎年金の受給資格を超える所得がない人 ⑤ 町税などの滞納がない人	
申請期限	10月31日(火)まで ※土曜・日曜、祝日を除く ※午前9時～正午、午後1時～5時で受け付けています。 ※入院などの理由で申請ができない場合は、期限までにご相談ください。	
申請場所	福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口)	
申 請 に 必 要 な の 物	<ul style="list-style-type: none"> ・印かん(認め印可、スタンプ式不可) ・身体障害者手帳または療育手帳 ・本人名義の通帳 ・滞納のない証明書 ※本人のもの。 ただし、18歳未満の場合は、扶養義務者(親など)のもの。 	
支 給 額	身体障害者手帳1級～4級 または 療育手帳の程度が A の人	1万円/年一回
	身体障害者手帳5級～6級 または 療育手帳の程度が B1～B2 の人	8,000円/年一回

★お問い合わせは、福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口)
☎:52-9061(直通)をお願いします。

◆10月の農業用廃棄プラスチック回収のお知らせ

■10月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	回収日：10月11日(水)・10月25日(水) 時 間：午後1時30分～3時 ○雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。
場 所	町一般廃棄物最終処分場(クリーンヒルみまた)
処理料金	農ビフィルム 1kgあたり11円(税込) ポリ(PO) 1kgあたり33円(税込) その他 1kgあたり55円(税込) ※現金支払い

※分別が徹底されていない場合は、持ち込みをお断りさせていただきます。

※分別方法やその他の内容は、
町公式サイトにてご確認ください。→



町公式サイト

農業用プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者(農業経営者)が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

★お問い合わせは、
農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)
☎:52-9086(直通)をお願いします。



◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

豚熱の感染は、8月に佐賀県唐津市の養豚農場で、7月には兵庫県の養豚農場で発生しました。平成30年の岐阜県での発生以降、九州では初めての発生となります。野生イノシシの感染は、北海道と九州を除く34都道府県で確認されています。

また、口蹄疫も4年ぶりに韓国で発生しています。

畜産農家におかれましては、伝染病への防疫意識を高め、より一層の防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ①長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ②踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所(☎:62-5151)に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。
農業振興課(3階 ③番窓口)までお越しく下さい。

★お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)
☎:52-9088(直通)をお願いします。



◆農業従事者の皆さん
農業者年金(積立年金)に加入しませんか
～老後の備えは国民年金にプラス農業者年金～



「農業者年金」は、自分自身が納めた保険料とその運用収入を積み立て、その額に応じて年金額が決まる**確定拠出型年金**です。

■加入資格＝

国民年金第1号被保険者(自営業者や農業者とその家族など)で、年間60日以上農業を営む60歳未満の人

※国民年金の付加年金(保険料月額400円)への加入が必要

※国民年金保険料の免除者は加入できません

※全国国民年金基金に加入していない人

☆配偶者、後継者など家族農業従事者、自分名義の農地を持っていない農業者も加入できます。

☆脱退は自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は将来、年金として受け取れます。

■保険料＝

○月額2万円～6万7,000円の間で、千円単位で自由に納付金額を決めることができます。農業経営の状況や老後設計に応じて納付金額はいつでも変更できます。

○条件を満たせば、2割から5割の保険料助成(国庫補助)が受けられる「政策支援制度」があります。ただし、保険料は月額2万円に固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。また将来、国庫補助額分を年金として受け取るためには、経営継承などの条件を満たす必要があります。

■税制の控除＝

納付した保険料の全額が、**社会保険料控除**として所得から控除でき、**節税につながります**。

★お問い合わせ・ご相談は、
農業振興課 農業委員会事務局(3階 ③番窓口)
☎:52-9087(直通)をお願いします。



相談

◆10月1日からの1週間は「法の日」週間です



10月1日は「法の日」です。

「法の日」は、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えるきっかけになるようにと、裁判所、検察庁および弁護士会の協議で提唱され、昭和35年、政府によって「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。

裁判所の手続きに関する案内などは、随時行っています。裁判所公式サイトでも確認できますので、ぜひご活用ください。

■裁判所公式サイト = <https://www.courts.go.jp/>

■問い合わせ＝

○民事：賃金、給料、代金未払い、身近な人とのトラブル、土地建物利用などの紛争関係

→都城簡易裁判所 (☎:23-4149)

○家事：離婚や相続など、夫婦、親子、親族間における紛争関係、後見関係

→宮崎家庭裁判所都城支部 (☎:23-4177)

○見学：裁判の傍聴、法廷見学など

→宮崎地方裁判所都城支部 (☎:23-4131)



★お問い合わせは、

宮崎地方裁判所都城支部 〒885-0075 都城市八幡町2街区3号
相談時間:午前8時30分～午後5時(土日、祝日、年末年始を除く)

☎:23-4131 をお願いします。

◆困ったら 一人で悩まず 行政相談

10月16日(月)～22日(日)は「行政相談週間」です

総務省では、行政相談制度を広く国民に周知し、利用していただくために、10月16日(月)～22日(日)を「行政相談週間」と定め、広報活動や相談所の開設を集中的に行います。

国などの役所の仕事に対して、

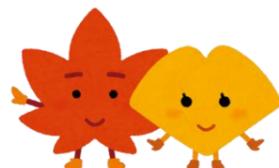
- ・苦情や困っていることがある
- ・相談してみたが説明に納得がいかない
- ・制度や仕組みが分からない
- ・どこに相談したらよいか分からない

などのお困りごとがありましたら、行政相談委員にご相談ください。

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は固く守ります。町では、「行政相談」を次のとおり実施しますので、お気軽にご相談ください。

期 日	10月2日(月)	10月16日(月)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※行政相談は、総務省行政相談センター きくみみ宮崎でも受け付けます。
ご相談の人は、☎0985-24-1100(行政苦情110番)へお電話ください。



★お問い合わせは、

総務省行政相談センター きくみみ宮崎 ☎:0985-24-3370
総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	10月3日(火)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相談委員	たけのうち すずこ 竹ノ内 鈴子、くわはた みよこ 栗畑 実余子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相談委員	人権擁護委員・法務局職員

★お問い合わせは、

- ・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)
- ・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局
☎:22-0490 をお願いします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【三股町】 10月12日(木) 【都城市】 10月27日(金)
時 間	【三股町】 午後1時30分～4時30分 【都城市】 午後1時～4時
場 所	【三股町】 町福祉・消費生活相談センター 【都城市】 消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容を把握するため、必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。 ・消費生活に関する法律相談です(個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。



★お申し込み・お問い合わせは、
町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	10月18日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は 予約制 です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相 談 日	毎週月曜・水曜・金曜(祝日は除く)
時 間	午前9時～午後5時
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

